一般競争入札の公告

滋賀県造林公社　社用車の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、一般社団法人滋賀県造林公社会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第 101 条の規定により公告する。

令和８年 10 月 26 日

一般社団法人 滋賀県造林公社 理事長　三日月　大造

１　入札に関する事項

(1) 案件の名称　　令和８年度　滋賀県造林公社　社用車（小型貨物車）の購入

(2) 調達する車両の内容
仕様書（別紙１）のとおり

(3) 納入場所
仕様書のとおり

(4) 納入期限
令和９年３月 30 日（火）午後４時※仕様書に記載のとおり

２　入札に参加する者に必要な資格

(1) 会計処理規程第 99 条に規定するものに該当しないものであること。

(2) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿（令和８年 10 月５日現在）に次のとおり登録されている者であること。

ア 営業種目（中分類）の第１希望を「車両」で登録されていること。

イ 地域
本店所在地が滋賀県内であること。

３　入札執行の場所および日時

(1) 契約条項等の閲覧場所および問い合わせ先
一般社団法人滋賀県造林公社
滋賀県大津市松本一丁目２番１号　℡　077－522－8349

(2) 入札の日時および場所
日時　令和８年 11 月 12 日（木）午前 10 時 30 分
場所　滋賀県大津合同庁舎　３階　入札室
（滋賀県大津市松本一丁目２番１号）

(3) 開札の日時および場所
入札終了後直ちに入札場所において行う。

４　入札方法等

(1) 会計処理規程および滋賀県造林公社物品の調達等に係る一般競争入札および指名競争入札執行要領の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

５　保証金

入札保証金　免除する。

６　契約書作成の要否
　　要

７　郵便等による入札（持参を含む）の可否
　　郵便による入札は取り扱わない。

８　同等品による入札
　　不可とする。

９　入札の無効
　次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。
(1) 会計処理規程第 102 条の規定に該当する入札
(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10　落札者の決定方法
(1) 一般社団法人滋賀県造林公社が認めた入札参加者であって、会計処理規程により作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
(3) 落札者は、落札決定の日以降７日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

11　再度入札
(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、当該再度の入札に参加することができない。
(2) 再度の入札に付して落札者がない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

12　契約手続において使用する言語および通貨
　　日本語および日本国通貨

13　その他必要事項
(1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書提出前に入札執行者に委任状（様式第４号）を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
(2) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
(3) 入札当日は見積内訳書を必ず持参すること。
(4) 本公告、仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておくこと。

お問い合わせ
〒520-0807　大津市松本一丁目２番１号
一般社団法人滋賀県造林公社
総務・企画開発課　　担当　遠藤・田中

電話番号：077-522-8349
FAX 番号：077-521-0345
メールアドレス：apc@morimoribiwako.com